

令和 8 年度

工事番号 第 2 7 号

創作の家解体工事

特記仕様書

施工場所 おいらせ町 沼端 地内

おいらせ町

創作の家解体工事 特記仕様書

1 建物概要

(1) 工事場所

青森県上北郡おいらせ町沼端 1 4 - 1 6 1 いちよう公園体育館敷地内

(2) 構想・階段

木造 平屋建て

(3) 建築面積・延べ面積

23.76㎡

2 工 期

契約締結の翌日から令和8年12月25日まで

3 施工条件

(1) 作業時間帯

指定なし

(2) 駐車場その他

工事用車両の駐車場所 場内（任意）

資機材の置場所 場内（任意）

(3) その他施工条件

- ・本工事範囲は、すべての構造物及び仕上げ材すべてとする。
- ・備品撤去については、本工事に含むものとする。

I 共通仕様書

1 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部制定の建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。

2 図面、本特記仕様書及び解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「標準仕様書」という。及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

II 特記仕様書

1 一般共通事項工

① 交通安全管理

（出入口の管理）

工事現場への出入口には、解体工事期間中、交通誘導員等を配置し、公衆の交通に支障をあたえないようにしなければならない。又、近接して他の建設工事等が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全を図らなくてはならない。

工事現場への車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることのないよう注意しなければならない。なお損害させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。

(巡視)

交通安全巡視員等により工事現場内及びその周辺の安全巡視を敢行し、事故防止設備の完備及びその維持管理に努めなければならない。

② 周辺構造物対策

工事にあたって、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等において、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。

③ 公共施設等への対策

工事による影響があると思われる範囲内の公共埋設物、架空線等の処理等について十分配慮して工事しなければならない。

公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の関係者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しておかなければならない。

④ 石綿含有建材の事前調査

本設計において石綿含有建材とみなしている建材について、受注者が分析調査を実施しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

⑤ 施工数量調査

施工範囲全て

⑥ 工事完成写真

- ・工事履行後、整理のうえ監督員に提出する。

提出部数 1部

- ・工事完成写真は、着手前の敷地全景（敷地の位置は朱線で記入）、外部全景4面
内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した個所等とする。

⑦ 工事施工状況写真

工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部看守 営繕工事写真撮影要領（令和5年版）による工事写真撮影ガイドブック（令和5年度版）を参考とする。

- ・提出部数 1 部
- ・印刷物若しくは電子データ（DVD等のメディア）で提出する。

2 仮設工事

① 総合仮設計画

現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。

② 工事用水

構内既存の施設 利用できる

③ 工事用電力

構内既存の施設 利用できる

④ 仮設建物等

現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。

3 石綿含有建材の除去及び処理

① 共通

建築物の解体等工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。

- ・建築物等の解体等の作業及び労働者の石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和6年1月31日付け 技術上の指公示第25号）
- ・新石綿技術指针对応版 石綿粉塵へのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和6年2月（厚生労働省、環境省）

② 石綿含有形板の除去

- ・作業場の区画

建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位（出入口、換気口、窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。

- ・石綿含有形板の種類

石膏ボード、フレキシブルボード

※上記以外に石綿含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

③ 除去した石綿含有吹き付け材等の保管、運搬、処分等

各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋め立て処分

4 その他

- (1) 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
- (2) 建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。